

釜石市市営建設工事及び建設関連業務委託の請負契約に係る競争入札参加者の資格審査申請の受付に関する告示

釜石市市営建設工事及び建設関連業務委託の請負契約に係る競争入札参加者の資格審査申請を次のとおり受け付ける。

令和7年2月17日

釜石市長 小野 共

1 申請方法及び提出書類

建設工事及び建設関連業務のいずれも、釜石市ホームページの申請入力フォームからのオンライン申請となります。申請手順は以下のとおりです。

- 申請入力フォームは令和7年3月3日(月)9時から利用開始となりますので、下記に記載の提出書類をご確認いただき、スキャン等によりPDFファイルを準備してください。
※提出書類の様式は、釜石市ホームページに様式が掲示されているもの以外は、岩手県又は国土交通省様式を準用するものとします。
- 令和7年3月3日以降、申請入力フォームへ必要な事項を入力し、先に準備いただいた提出書類を申請入力フォーム内の所定箇所に添付してください。
- 申請後、申請入力フォームの申請担当者欄に記載いただいたメールアドレスへ受付完了のメールを自動配信します。

【建設工事の提出書類】

(1) 営業所一覧表

許可業種のうち、当該営業所で営業する業種を記載してください。

(2) 工事経歴書

直前2年の各営業年度内に完成した工事のうち、主な工事を記載してください。

(3) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書

(4) 希望する工事種別の直前2年間(3年間)の年間平均完成工事高

(5) 技術職員名簿

下水道工事を希望する場合は「排水設備工事責任技術者証」の写しを添付してください。

(6) アスファルトフィニッシャー及びアスファルトプラント保有調書

【※舗装工事を希望する者に限る。】

賃借契約を締結している者は、その証拠書類を添付してください。

(7) 船舶所有調書【※海中土木工事を希望する者に限る。】

貸借契約を締結している者は、その証拠書類を添付してください。

(8) 納税証明書

申請時前3か月以内に発行されたものを提出してください。

①市税：申請時までに納期が到来する市税を完納のうえ提出してください。

②消費税及び地方消費税 (a) 法人の場合 納税証明書 (その3の3)

(b) 個人の場合 納税証明書 (その3の2)

※市内に営業所を有する者は①及び②、それ以外の業者は②のみを提出してください。

※①は釜石市役所税務課で交付します。

※市税の納付後、納付情報を確認するまでに2週間程度かかる場合がありますので、納付後すぐに納税証明書の交付を希望する場合は、市役所税務課窓口で納付するか、領収証書を持参の上、手続きをお願いします。

※②は税務署で交付します。

(9) 建設業退職金共済事業加入・履行証明書

(10) 年間委任状

主たる営業所以外の営業所において登録を希望する者に限るものとし、受任期間は2年間とします。

(11) 釜石市内営業所職員名簿

本店等が釜石市外にあり、釜石市内の営業所において登録を希望する者に限ります。

(12) 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入を確認する書類、又は誓約書

※ (4) 総合評定値通知書の「その他の審査項目」の該当箇所に「有」、「除外」の表示がある場合は提出不要。「無」の場合は以下のとおり提出してください。

①雇用保険の加入に関する書類

(ア) 加入義務がある場合

労働（雇用）保険の保険料申告書の写し（労働保険に関する事務処理を労働保険事務組合に委託している場合は、事務組合発行の保険料納入通知書の写しを提出してください。）

(イ) 加入義務がない場合

雇用保険の加入義務がないことの誓約書

②健康保険及び厚生年金保険の加入に関する書類

(ア) 加入義務がある場合

年金事務所等発行の保険料の領収書の写し（健康保険組合に加入している場合は、健康保険組合の保険料の領収書の写し及び厚生年金保険の領収書の写しを提出してください。）

(イ) 加入義務がない場合

健康保険及び厚生年金保険の加入義務がないことの誓約書

(13) 暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当しないことの誓約書

【建設関連業務の提出書類】

(1) 営業所一覧表

許可業種のうち、当該営業所で営業する業種を記載してください。

(2) 業態調書

(3) 業務実績書

過去10年間に発注者から直接受注した業務のうち、主な完成業務を記載してください

い。

- (4) 希望する業務種別の直前2年の実績高
- (5) 技術者経歴書
- (6) 納税証明書

申請時前3か月以内に発行されたものを提出してください。

①市税：申請時までに納期が到来する市税を完納のうえ提出してください。

②消費税及び地方消費税 (a) 法人の場合 納税証明書 (その3の3)
(b) 個人の場合 納税証明書 (その3の2)

※市内に営業所を有する者は①及び②、それ以外の業者は②のみを提出してください。

※①は釜石市役所税務課で交付します。

※市税の納付後、納付情報を確認するまでに2週間程度かかる場合がありますので、納付後すぐに納税証明書の交付を希望する場合は、市役所税務課窓口で納付するか、領収証書を持参の上、手続きをお願いします。

※②は税務署で交付します。

- (7) 年間委任状

主たる営業所以外の営業所において登録を希望する者に限るものとし、受任期間は2年間とします。

- (8) 釜石市内営業所職員名簿

本店等が釜石市外にあり、釜石市内の営業所において登録を希望する者に限ります。

- (9) 暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当しないことの誓約書

◎注意事項

- ・提出書類は、各々PDFファイルに加工して入力フォーム内の所定箇所に添付してください。
 - ・押印が必要な書類は、押印後PDF（カラー）に加工して提出してください。
 - ・提出書類には、業者名及び書類名を必ず記載してください。
例：【〇〇〇㈱】営業所一覧表、【㈲〇〇〇】納税証明書 等
 - ・建設工事提出書類のうち、(4)の内容は原則として、経営事項審査結果と一致させてください。
 - ・以下の様式については、釜石市ホームページに掲示しています。
- ※建設工事提出書類 (6)、(7)、(11)、(12) の①(イ)・②(イ)、(13)
※建設関連業務提出様式 (8)、(9)

2 受付期間

令和7年3月3日（月）から3月19日（水）まで

※オンライン申請フォームは受付期間中24時間利用可能です。ただし、メンテナンスのため利用できない時間帯が生じる場合があります。

※申請書類に不備があった場合は、こちらから連絡いたしますので指示に従ってください。また、提出書類について質問する場合がありますので、提出書類一式の控えは必ず手元にお持ちください

3 有効期間

令和7・8年度とします。ただし、適用日は令和7年7月1日とし、終期は令和9年6月30日とします。

4 資格審査及び通知

審査の結果、資格基準に適合すると認められた者について、当市が定める業種別の区分を行い、更に等級別区分を行う業種については格付けを行います。（市内業者）

また、資格者名簿に登録する者に対して、登録完了通知メールを送付します。（全業者）

5 申請後の手続き等

申請後、申請内容に変更が生じた場合は、速やかに手続きを行ってください。

変更手続きの方法は、申請担当者宛てに送信される受付完了通知メールに添付されているURLから手続きしていただきます。詳細については、別添「提出資料及び入力方法」に記載していますのでご確認ください。

6 問い合わせ先

〒026-8686

岩手県釜石市只越町三丁目9番13号

釜石市総務企画部財政課契約係

TEL 0193-27-8416

メール keiyaku@city.kamaishi.iwate.jp